

事務連絡
令和5年4月21日

各都道府県教育委員会義務教育主管課
各指定都市教育委員会義務教育主管課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

「令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」
の結果について（周知）

日頃より、文部科学行政に多大なる御協力をいただき、誠にありがとうございます。
この度、「令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」の結果（※）をとりまとめましたのでお知らせします。

調査の実施に当たっては、各教育委員会及び調査対象となった学校の皆様には、お忙しい中、御協力をいただき誠にありがとうございました。

本調査結果につきましては、下記の1、2に記載する事項を御参考にしていただき、各学校の教育課程の編成・実施状況等を踏まえつつ、教育施策の立案や所管の学校への指導・助言等に御活用いただきますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれましては、所管の小・中学校等（義務教育学校及び中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれましては、所管の小・中学校等に対し、それぞれ周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 今回の調査では、前回調査（「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」）と同様に、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）別表第一、別表第二に定める標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施している学校が一定数あることが明らかとなったところです。

このことを踏まえ、各教育委員会及び各学校におかれましては、今後の教育課程の編成・実施に際して、以下の(1)から(3)の点にも御留意くださいますようお願いいたします。

- (1) 標準授業時数は、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎とし、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら定めたものであることを踏まえ、各学校においては、児童生徒の実態を踏まえつつ、各学校の指導体制に見合った授業時数を設定する必要があること。
- (2) 標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとされるものではなく、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないこと。
- (3) 教育課程の編成・実施に当たっては、学校における働き方改革にも配慮した対応を検討することが重要であること。

2. 小・中学校等における教育課程の編成・実施の取組の参考として、授業時数の配当やその運用を工夫している学校や教育委員会の例を別紙のとおりとりまとめましたので、各教育委員会及び各学校におかれましては、こちらも参考にいただき、各学校の教育課程の編成・実施が適切に行われるよう御対応をお願いいたします。

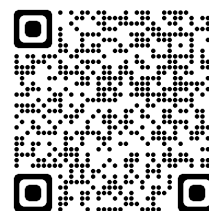
[別紙] 教育課程の編成・実施における授業時数の配当や運用の工夫例

※【文部科学省 HP 掲載リンク】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1415063_00001.htm

- [令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査結果の概要](#)
- [令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査結果](#)

※各項目に当該ホームページのリンクを挿入しています。



(本件担当)
文部科学省初等中等教育局教育課程課
TEL：03-5253-4111（内線：2368）
Mail:kyokyo@mext.go.jp

教育課程の編成・実施における授業時数の配当や運用の工夫例

- 小学校高学年の教育課程の編成にあたり、実際に年間 35 週以上、授業を実施している現状があるため、週当たりの授業時数を 29 単位時間※に捉われず編成しても、週当たり授業時数の適切な配当と年間の標準授業時数の確保との両立を図ることができている。※1015 単位時間÷35 週で 29 単位時間となる。
(小学校等における取組)

- 小学校高学年の教育課程の編成にあたり、1 単位時間 45 分ではなく、例えば、1 単位時間 40 分として年間の標準授業時数について計算し直した上で、年間の授業日数に応じて時間割を編成することで、週当たり授業時数の適切な配当と年間の標準授業時数の確保との両立を図っている。(小学校等における取組)

- 次年度の教育課程の編成の計画に生かすことができるよう、学期ごと、月ごとに年間指導計画の進捗状況と授業時数の運用状況を適切に把握することで、今年度の実績を次年度の年間指導計画において配当する授業時数の見直しにつなげている。
(小・中学校等における取組)

- 保護者をはじめ地域住民に対し、各学校のウェブサイトなどにおいて、年間指導計画、その実施状況等について常に情報共有し理解促進を図る中で、例えば、順調に学習が進んでいる場合には、3 学期において授業時数の配当を見直すなど柔軟な運用を行っている。(小・中学校等における取組)

- 教育委員会が所管の小中学校の学校訪問を行う機会などを活用し、今後の教育課程の編成・実施に際して、児童生徒の学習の進捗状況と授業時数の実績を踏まえ、授業時数の配当の見直しができるよう、教育委員会が支援・後押しを行っている。
(教育委員会における取組)